

しんきん法人インターネットバンキングサービス
における預金等の不正払戻しによる被害補償規定

第1条（適用範囲）

本規定は、会津信用金庫（以下「当金庫」といいます。）が提供するしんきん法人インターネットバンキングサービス（以下「本サービス」といいます。）をご利用される法人及び個人事業主のお客様（以下「ご契約先」といいます。）が、本サービスを利用した預金等の不正払戻しによる被害を受けられた場合に対する補償について定めるものとします。

なお、本規定に定めがない事項については、本サービスの利用規定を適用することとします。

第2条（補償上限額）

本規定による補償は、1口座につき1年間に1,000万円を補償金額の上限とします。

なお、1年間は毎年12月1日午後4時から翌年12月1日午後4時までとします。

第3条（補償の要件等）

1. 補償の要件

利用者番号、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワンタイムパスワード等、または電子証明書の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、ご契約先は当金庫に対して当該資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補償を請求することができます。

- （1）ご契約先が本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。
- （2）当金庫の調査に対し、ご契約先から十分なお説明をいただいていること。
- （3）ご契約先が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。

2. 補償対象額

前項の請求がなされた場合、不正な資金移動等が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをご契約先が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。）前の日以降になされた不正な資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補償対象額」といいます。）を第2条で定める範囲内で補償するものとします。

ただし、当該資金移動等が行われたことについて、ご契約先に重大な過失、または過失があるなどの場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。

また、補償対象額は次に定める金額を控除した金額とします。

- （1）ご契約先が加入される保険契約等から支払を受けた保険金または共済金
- （2）組戻し手続き等により回収された金額

3. 適用の制限

前2項の定めは、第1項に係る当金庫への通知が、利用者番号、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワンタイムパスワード等、または電子証明書の盗取等（当該

盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日。) から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

4. 補償の制限

第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。

- (1) 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
 - ①当該資金移動等が、ご契約先の役員、従業員または使用人等（パート、アルバイト、派遣社員等を含みます。）によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。
 - ②ご契約先が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。
 - ③ご契約先に重大な過失があった場合。
 - ④当金庫が指定したセキュリティ対策を実施していない場合。
 - ⑤ご契約先の故意もしくは法令違反による場合
- (2) 戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動が行われた場合。

第4条（重大な過失・過失）

本規定は、次の事例に該当する場合または事例と同程度の注意義務違反が認められる場合は、ご契約先の「重大な過失」および「過失」となることとします。

(1) 重大な過失になりうる場合

- ①正当な理由なく、他人にID・パスワード等を回答してしまった、あるいは、安易にお客様カード等を渡してしまった場合
- ②パソコンや携帯電話等が盗難に遭った場合において、ID・パスワード等をパソコンや携帯電話等に保存していた場合
- ③当金庫が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起された方法で、メール型のフィッシングに騙される等、不用意にID・パスワード等を入力してしまった場合
- ④盗難にあったお客様カードに利用者登録パスワードを記載していた為に不正使用された場合
- ⑤他人にインターネットバンキングに必要な情報を教えていた為に不正利用された場合
- ⑥その他①～⑤までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

(2) 過失になりうる場合

- ①当金庫により推測されやすいパスワードから別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーをパスワードにしていた場合で、かつ、パスワードを推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）を盗取された場合
- ②IDおよびパスワードを容易に他人が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、お客様カードとともに携行・保管していた場合
- ③当金庫からIBの利用環境・接続環境に関して改善するよう具体的、複数回にわたる働

きかけが行われたにもかかわらず、I Bの利用環境・接続環境に改善がみられなかった場合

④ログインした状況で操作端末から離れていた結果、被害が発生したとみられる場合

⑤その他①～④までの場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

第5条（セキュリティ対策）

本規定の適用を受けるにあたり、ご契約先は次に定めるセキュリティ対策を講じるものとします。

- （1）当金庫が提供しているセキュリティ対策を着実に実施していただくこと
- （2）インターネットバンキングに使用するパソコン（以下、単に「パソコン」という。）に関し、基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していただくこと
- （3）パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等の使用を止めていただくこと
- （4）パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新したうえで、稼働していただくこと
- （5）インターネットバンキングに係るパスワードを定期的に変更していただくこと
- （6）当金庫が指定した正規の手順以外での電子証明書の利用は止めていただくこと

第6条（代位等）

当金庫が本規定に基づき被害額の補償を行った場合は、当該補償金額において、当該預金に係る払戻し請求権は消滅します。

また、当金庫は当該補償金額を限度として、不正な払戻しを受けた者その他第三者に対して、ご契約先が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

制定日 平成28年 1月25日

以 上